

質問 1

質問事項	園舎完成後の代表住所の番地はどこになりますか。
回答	原則、建物の所在する土地地番が住所となります。

質問 2

質問事項	①保護者及び住民への説明の時期はいつぐらいが適切ですか。 ②市との共同開催ですか。 ③園舎完成予想図、工程表等は必要ですか。
回答	①無償貸付契約締結後、複数回行います。 ②原則、市との共同開催となります。 ③園舎完成予想図、工程表が準備できていれば、必要となります。

質問 3

質問事項	①旧園舎解体後、園庭の整備はどこまで市の計画にて整備していただけますか？ ex. 暗渠の整備、グラウンド整地してもらえるのか。 ②フェンス等取り外ししてもらえるか。
回答	①現蜂屋保育園の除却の対象は建物のみです。ご質問の暗渠の整備が現保育園の上下水道管の撤去という意味であれば、それは行いません。現保育園解体後、更地にはしますが、保育園の園庭として利用できる状態にはしません。 ②現保育園のフェンスの取り外しは行います。

質問 4

質問事項	令和 4 年 4 月開園予定ですが、現状のような鉄骨ボルト等の不足など、やむを得ない事情ができた場合の工期延期となった場合、旧園舎をお借りして仮設としても良いか。また、その場合、その後の解体等は予定通り市で進めていただくということによいでしょうか。
回答	やむを得ない事情が発生したときは、その都度市と協議のうえの対応とします。

質問 5

質問事項	10年間初回契約後、再契約の場合は、10年度毎の見直しとなりますか。
回答	契約更新時の契約期間は10年ごとを予定します。ただし、岐阜県の指導監査とそれに対する対応の状況次第で10年より短くすることや契約期間中での契約解除の申し入れを行うこともあります。

質問 6

質問事項	「貸与後の隠れた瑕疵」とは、どのようなことが挙げられますか。
回答	地中埋設物などを指します。

質問 7

質問事項	美濃加茂市独自での補助要綱の様式はありますか。
回答	美濃加茂市民間保育所に対する補助金交付要綱をご参照ください。

質問 8

質問事項	参加表明書の提出書類の中で「参加資格が確認できる書類」とありますが、写しでよいでしょうか。また、その場合は原本証明が必要でしょうか。
回答	写しでも構いません。写しの場合は、原本証明をお願いします。